

浅口市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 30 日

条例第11号

浅口市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年浅口市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第71号)第16条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書(以下「個人番号カード等」と総称する。)」を加え、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。